

平成三十一年二月十五日提出
質問 第四九号

土地台帳事務取扱に関する質問主意書

提出者 末松義規

土地台帳事務取扱に関する質問主意書

登記所における、過去の土地台帳事務取扱に関し、次の事項について質問する。

一 畦畔は、本地である田・畑から離れて、独立した一筆の土地として扱われていた。

なお、当該取扱いの根拠となる法令の規定の存在如何。

二 畦畔は、本地である田・畑から離れることの出来ない付属物として扱われ、独立した一筆の土地として取り扱われたことは無かった。

なお、当該取扱いの根拠となる法令の規定の存在如何。

国有畦畔の問題は、財務省のみではなく、法務省及び会計検査院も関与しているものである。
右質問する。